

件 名	公共工事における発注見通しの公表時期について
受付日	令和7年4月9日
ご意見・ご提案 の概要	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項に「地方公共団体の長は、毎年度、四月一日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。」と規定があるにもかかわらず、岐阜県は発注見通しの公表が遅い。
県の考え方	発注見通しの公表については、競争入札に参加することを希望する業者が、計画的に参加することができるよう、公表するものであり、このことの重要性については認識しており、工事概要などがまとまり次第、遅滞なく公表してまいります。
担当課	県土整備部 技術検査課